

川西市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 2 月 2 6 日

川西市長 越 田 謙 治 郎

川西市規則第 6 7 号

川西市事務分掌規則の一部を改正する規則

川西市事務分掌規則（昭和 4 2 年川西市規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市民環境部の部アステ市民プラザの項を次のように改める。

アステ市民プラザ	(1) 市民に文化的な活動と交流の場を提供すること。 (2) 市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料その他諸収入金の収納に関すること。 (3) 本庁各課及び行政委員会との業務の取次ぎに関すること。 (4) アステ市民プラザの庶務に関すること。 (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事業に関すること。
----------	--

付 則

この規則は、令和 7 年 1 2 月 2 9 日から施行する。